

◆ 『法人税法入門講義』 Training 解答用紙

1-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ		シ	
ス		セ		ソ			

2-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

2-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

別表一

	金 額	備 考
所得金額	円	千円未満切捨て
法人税額		(1) 年 800 万円以下の所得金額に対する税額 (2) 年 800 万円を超える所得金額に対する税額 (3) 税額計 (1) + (2) =
差引法人税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		百円未満切捨て
中間申告分の法人税額		
差引確定法人税額		

3-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

4-1

ア		イ	
---	--	---	--

4-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

交際費等 の損金不 算入額	(1) 支出交際費等の額 ① 接待飲食費 ② その他 ③ 合計 ① + ② = (2) 定額控除限度額 ∴ (3) 損金算入限度額 ∴ (4) 損金不算入額 (1) - (3) =
---------------------	--

5-1

ア		イ	
---	--	---	--

5-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算	小 計	
減 算	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

寄附金の 損金不算 入額	<p>(1) 支出寄附金の額</p> <p>① 指定寄附金等</p> <p>② 特定公益増進法人に対する寄附金</p> <p>③ その他の寄附金</p> <p>④ 合計</p> <p style="padding-left: 20px;">① + ② + ③ =</p> <p>(2) 寄附金支出前所得金額</p> <p>(3) 損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額</p> <p>② 所得基準額</p> <p>③ 損金算入限度額</p> <p>(4) 特別損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額</p> <p>② 所得基準額</p> <p>③ 特別損金算入限度額</p> <p>(5) 損金不算入額</p>
--------------------	--

6-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ			

6-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

同族会社 の判定	(1) 上位3株主グループ 第1グループ： 第2グループ： 第3グループ： 合計 (2) 同族会社の判定 ∴				
役員給与 の損金不 算入額	(1) 役員の評定				
		50%超基準	10%超基準	5%超基準	役員の評定
	(2) 役員給与の損金不算入額				

別表一

	金 額	備 考
所得金額	円	
法人税額		
差引法人税額		
課税留保金額		
同上に対する税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		
差引確定法人税額		

法人税額の計算過程

法人税額	
課税留保金額に対する税額	(1) 留保金課税の判定 第1グループ： ∴ (2) 課税留保金額 (3) 特別税額 ① 年 3,000 万円以下相当額 ② 年 3,000 万円超 1 億円以下相当額 ③ ① + ② =

7-1

ア		イ	
---	--	---	--

7-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

8-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

8-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

受取配当 等の益金 不算入額	(1) 受取配当等の額 ① 関連法人株式等 ② 非支配目的株式等 (2) 控除負債利子の額（関連法人株式等に係るもの） (3) 益金不算入額
法人税額 から控除 される所 得税額	(1) 株式・出資 ① 個別法 イ. A 株式 ロ. B 株式 ハ. 合計 イ + ロ = ② 簡便法 イ. A 株式

	ロ. B 株式 ハ. 合計 イ + ロ = ③ (2) その他 (3) 合計 (1) + (2) =
--	--

別表一

	金 額	備 考
所得金額	円	
法人税額		
差引法人税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		
差引確定法人税額		

法人税額の計算過程

税率適用 区分	(1) 年 800 万円以下 (2) 年 800 万円超 (3) 合計 (1) + (2) =
------------	--

9-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

9-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

A 社株式 計上もれ	(1) A 社株式の税務上の帳簿価額 ① 7月11日取得時点の単価 ② 12月8日取得時点の単価 ③ 期末の税務上の帳簿価額 (2) A 社株式の会社計上の帳簿価額 (3) A 社株式計上もれ (1) - (2) =
B 社株式 計上もれ	(1) B 社株式の税務上の帳簿価額 (2) B 社株式の会社計上の帳簿価額 (3) B 社株式計上もれ (1) - (2) =

10-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

10-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

商品計上 もれ	(1) 商品の税務上の期末帳簿価額 (2) 商品の会社計上の期末帳簿価額 (3) 商品計上もれ (1) - (2) =
------------	--

11-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ			

11-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

減価償却	(1) 建物
	① 償却限度額
	② 償却超過額
	(2) 車両
	① 償却限度額
	② 認容額
	∴
	(3) 備品
	① 償却限度額
② 償却超過額	

12-1

ア		イ	
---	--	---	--

12-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算	小 計	
	小 計	
減 算	小 計	
	仮 計	
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

国庫補助 金の圧縮 記帳	(1) 圧縮限度額 ∴ (2) 圧縮超過額 (3) 償却限度額 (4) 償却超過額
--------------------	---

12-3

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

保険差益 の圧縮記 帳	(1) 滅失経費の額 (2) 改訂保険金等の額 (3) 保険差益の額 (4) 圧縮限度額 (5) 圧縮超過額 (6) 償却限度額 (7) 償却超過額
-------------------	--

12-4

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

交換差益 の圧縮記 帳	(1) 交換適用の判定	
	①	
	②	
	③	∴
	(2) 譲渡経費	
	(3) 圧縮限度額	
	(4) 圧縮超過額	

13-1

ア		イ	
---	--	---	--

13-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

会館建設 負担金	(1) 会社計上償却費 (2) 償却限度額 (3) 償却超過額 (1) - (2) =
-------------	--

14-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

14-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

貸倒引当 金	1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 (1) 繰入限度額 (2) 繰入超過額 2. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金 (1) 繰入限度額 ① 期末一括評価金銭債権の額 ② 実質的に債権とみられないものの額 (イ) 原則法 A. 債権の額 B. 債務の額
-----------	--

	<p>C. 判定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>(ロ) 簡便法</p> <p>(ハ) 判定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>③ 実績繰入率</p> <p>④ 法定繰入率</p> <p>⑤ 繰入限度額</p> <p>(イ) 実績繰入率による繰入限度額</p> <p>(ロ) 法定繰入率による繰入限度額</p> <p>(ハ) 判定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>(2) 繰入超過額</p>
--	--

15-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ					

15-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
算	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

受贈益計上 もれ	広告宣伝用資産の経済的利益の額
欠損金の当 期控除額	欠損金の当期控除額

補-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	